

分離

FA0124

東淀川 税務署長 平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 533-0011 大阪府大阪市東淀川区大桐3-21-2 クリーク大桐205
個人番号: 884720345086
フリガナ: ナカシマ シュウイチ
氏名: 中島 秀一
性別: 男 職業: 失業 屋号・雅号: 世帯主の氏名: 中島 秀一 世帯主との続柄: 本人
平成31年1月1日 同上 生年月日: 3 54 09 03 電話番号: 080-3708-7993

第一表

(平成三十年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

納管: 事業, 住民, 資産, 総合, 分離, 換算, 通信日付印, 年月日, 連番

受付印 (単位は円)

Table with 2 columns: 収入金額等 (Income Amounts) and 所得金額 (Income Amounts). Rows include 事業 (Business), 不動産 (Real Estate), 雑損控除 (Miscellaneous Deductions), 医療費控除 (Medical Expenses), 社会保険料控除 (Social Insurance Premiums), 基礎控除 (Basic Deductions), etc.

Table with 2 columns: 税金の計算 (Tax Calculation) and その他 (Others). Rows include 課税される所得金額 (Taxable Income), 上の(26)に対する税額 (Tax on (26)), 配当控除 (Dividend Deduction), 所得税及び復興特別所得税の額 (Income Tax and Special Recruit Tax), etc.

税理士名押印番号: [Stamp]
税理士法第30条の書面提出有: [ ]
税理士法第33条の2の書面提出有: [ ]

還付される税金の口座番号: 4655293
銀行名: 三菱東京UFJ
支店名: 上新庄
種別: 普通当座

# 添付書類台紙

住所 (又は事業所、事務所、居所など)	大阪府大阪市東淀川区大桐 3 - 2 1 - 2 クリーク大桐 2 0 5	フリガナ 氏名	ナカシマ シュウイチ 中島 秀一
------------------------	---------------------------------------	------------	---------------------

の り し ろ

## 源泉徴収票 (原本)

の り し ろ

## 本人確認書類 (写)

申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

「番号確認書類」の写しと「身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

番号確認書類
<p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りませう。)</li> </ul> <p style="text-align: right;">などのうちいずれか1つ</p>



身元確認書類
<p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・在留カード</li> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・身体障害者手帳</li> </ul> <p style="text-align: right;">などのうちいずれか1つ</p>

申告に当たっては、上記及び社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除関係書類 (該当するものに限りませう。) などを、この台紙にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください (源泉徴収票は提出が必要です。)

上記以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。

平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

整理番号

FA0078

住所: 大阪府大阪市東淀川区大桐 3 - 21 - 2 クリーク大桐 205
フリ氏名: ナカシマ シュウイチ 中島 秀一

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額. Includes entries for 給与 (240,000 and 946,275) and 株式等の譲渡 (412,286).

(44) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額合計 23,014

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等, 差引金額.

特例適用条文等

Blank area for special provisions.

事業専従者に関する事項

Table with 6 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額.

住民税・事業税に関する事項

Table with 10 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 別居の場合の住所, 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択, 給与から差引き, 自分で納, 寄附金税額控除, 配当に關する住民税の特例, 非居住者の特例, 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除.

Table with 4 columns: 非課税所得など, 番号, 所得金額, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 前年中の開(廃)業開始・廃止月日, 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額, 事業用資産の譲渡損失など, 他都道府県の事務所等.

Table with 4 columns: 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所, 氏名, 住所, 所得税で控除対象配偶者氏名などとした専従者, 給与, 一連番号.

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with 10 sections (10-19) detailing deductions: 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 寄附金控除, 配偶者特別控除, 扶養控除, 寡婦(寡夫)控除, 勤労学生控除.

(23) 扶養控除額の合計 万円

(50) 専従者給与(控除)額の合計額

第二表(平成三十年分以降用)第一表と一緒に提出してください。

源泉徴収票

国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

平成 30 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 (分離課税用)

FA0036

第三表

(平成二十八年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

住所 大阪府大阪市東淀川区大桐 3 - 21-2 クリーク大桐 205  
 フリ氏名 ナカシマ シュウイチ 中島 秀一

整理番号 一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

所法	措法	震法	条	項	号
			条の	項	号
			条の	項	号
			条の	項	号

国税庁HP(2019:03:13;13:35:03.6b) (単位は円)

収入金額	区分	短期譲渡		長期譲渡	課税	金額
		一般分	軽減分			
収入金額	短期譲渡	一般分	⑤			
		軽減分	⑥			
	長期譲渡	一般分	⑦			
		特定分	⑧			
	課税	軽減分	⑨			
		一般株式等の譲渡	⑩			
		上場株式等の譲渡	⑪		412286	
		上場株式等の配当等	⑫			
		先物取引	⑬			
	所得金額	山林	⑭			
退職		⑮				
所得金額	短期譲渡	一般分	⑯			
		軽減分	⑰			
	長期譲渡	一般分	⑱			
		特定分	⑲			
	課税	軽減分	⑳			
		一般株式等の譲渡	㉑			
		上場株式等の譲渡	㉒		0	
		上場株式等の配当等	㉓			
		先物取引	㉔			
	所得金額	山林	㉕			
退職		㉖				
税金の計算	総合課税の合計額	㉗		536275		
	所得から差し引かれる金額	㉘		420550		
	課税される所得金額	㉗ 対応分	㉙		115000	
		㉘ ⑳㉑ 対応分	㉚		000	
		㉒ ㉓ ㉔ 対応分	㉛		000	
		㉕ ㉖ 対応分	㉜		000	
		㉗ 対応分	㉝		000	
		㉘ 対応分	㉞		000	
		㉙ 対応分	㉟		000	
		㉚ 対応分	㊱		000	

税金の計算	税額	対応分		金額
		⑳	㉑	
税金の計算	税額	⑳ 対応分	㉑	5750
		㉒ 対応分	㉓	
		㉔ 対応分	㉕	
		㉖ 対応分	㉗	
		㉘ 対応分	㉙	
		㉚ 対応分	㉛	
		㉜ 対応分	㉝	
		㉞ 対応分	㉟	
㉟から㊱までの合計		㊱	5750	
その他	株式等	本年分の㉒、㉓から差し引く繰越損失額	㊲	
		翌年以後に繰り越される損失の金額	㊳	
		本年分の㉔から差し引く繰越損失額	㊴	
		翌年以後に繰り越される損失の金額	㊵	
先物取引	本年分の㉖から差し引く繰越損失額	㊶		
	翌年以後に繰り越される損失の金額	㊷		

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
合計		㊸		

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

AD BE CF

整理欄 1 申告等年月日 通算 取得期限 資産 入力 申告区分 特例期間

# 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成30年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	大阪府大阪市東淀川区大桐3-21-2 クリーク大桐205	フリガナ 氏名	ナカシマ シュウイチ 中島 秀一
電話番号 (連絡先)	080-3708-7993	職業	関与税理士名 (電話)

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	円	412,286 円
	その他の収入		
	小計(+)	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉕へ 412,286
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)		412,286
	譲渡のための委託手数料		
	小計(からまでの計)		412,286
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(1) (を付けないで書いてください。)	/	
差引金額(-)		0	
特定投資株式の取得に要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額(-) <small>(一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。) (上場株式等について赤字の場合はを付して書いてください。)</small>	申告書第三表㉖へ	黒字の場合は申告書第三表㉗へ 0	
本年分で差し引く上場株式等に 係る繰越損失の金額(3)	/		
繰越控除後の所得金額(4) (-)	申告書第三表㉘へ	申告書第三表㉙へ	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」のからまでの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の㉚欄に0を記載します。

特例適用条文

措法 条の

措法 条の

- 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、欄の金額を限度として控除します。
- 欄の金額は、「上場株式等」の欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉚欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

(平成28年分以降用)

「上場株式等」の欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	S M B C日興 証券会社 米子 本店 銀行 出張所 ( ) ( )	円 412,286	円 412,286	円 0	円 0
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 出張所 ( )			
合 計(上場株式等(特定口座))		1面 ^ 412,286	1面 ^ 412,286	0	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 0

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・		株(口、円)		円	円	円	・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ (・)
合 計	一 般 株 式 等				1面 ^	1面 ^	1面 ^	
	上場株式等(一般口座)				1面 ^	1面 ^	1面 ^	

平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所 〒533-0011 大阪府大阪市東淀川区大桐3-21-2 クリーク大桐205	個人番号 個人番号は印字されません フリガナ ナカシマ シュウイチ 氏名 中島 秀一
性別 男 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 中島 秀一 世帯主との続柄 本人	電話番号 080-3708-7993
平成31年1月1日 同上	生年月日 3 5 4 . 0 9 . 0 3

第一表

この用紙は控用です。

種類		青色	分離	復興	修正	特農	特農	整理						
収入金額等	事業等 (ア)													
	業農 (イ)													
	不動産 (ウ)													
	利子 (エ)													
	配当 (オ)													
	給与 (カ)			1	1	8	6	2	7	5				
	雑 公的年金等 (キ)													
	その他 (ク)													
	総合譲渡 短期 (ケ)													
	長期 (コ)													
一時 (サ)														
所得金額	事業等													
	業農													
	不動産													
	利子													
	配当													
	給与 (区分)			5	3	6	2	7	5					
	雑													
	総合譲渡・一時 (ケ) + {(コ) + (サ)} × 1/2													
	合計			5	3	6	2	7	5					
	所得から差し引かれる金額	雑損控除												
医療費控除 (区分)														
社会保険料控除				4	0	5	5	0						
小規模企業共済等掛金控除														
生命保険料控除														
地震保険料控除														
寄附金控除														
寡婦、寡夫控除				0	0	0	0	0						
勤労学生、障害者控除				0	0	0	0	0						
配偶者(特別)控除 (区分) (21) - (22)				0	0	0	0	0						
扶養控除 (23)			0	0	0	0	0							
基礎控除 (24)			3	8	0	0	0	0						
合計 (25)			4	2	0	5	5	0						
税	課税される所得金額 (9) - (25) 又は第三表 (26)							0	0	0				
	上の(26)に対する税額又は第三表の(66) (27)							5	7	5	0			
	配当控除 (28)													
	区分 (29)													
	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 (区分) (30)									0	0			
	政党等寄附金等特別控除 (31) - (33)													
	住宅耐震改修特別控除 (区分) (34) - (37)													
	差引所得税額 (27) - (28) - (30) - (31) - (34) - (37) (38)								5	7	5	0		
	災害減免額 (39)													
	再差引所得税額 (基準所得税額) (38) - (39) (40)								5	7	5	0		
復興特別所得税額 (40) × 2.1% (41)										1	2	0		
所得税及び復興特別所得税の額 (40) + (41) (42)								5	8	7	0			
外国税額控除 (区分) (43)														
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (42) - (43) (44)								2	3	0	1	4		
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (44) - (45) (45)								-	1	7	1	4	4	
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分) (45) (46)														
所得税及び復興特別所得税の納める税金 (45) - (46) (47)										0	0			
還付される税金 (46) - (47) (48)								△		1	7	1	4	4
その他	配偶者の合計所得金額 (49)													
	専従者給与(控除)額の合計額 (50)													
	青色申告特別控除額 (51)													
	補所得一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 (52)												0	
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (52) - (53) (53)													
	本年分で差し引く繰越損失額 (54)													
	平均課税対象金額 (55)													
	変動・臨時所得金額 (区分) (56)													
	延届 申告期限までに納付する金額 (57)												0	0
	延納届出額 (58)												0	0
還付される税金の所	三菱東京UFJ 銀行 金庫・組合 農協・漁協 上新庄 本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局名等	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄	口座番号	記号番号	4	6	5	5	2	9	3	

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税理士 署名押印 電話番

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

收受事実を確認されたい方は、收受日付印を押しますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)  
所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。  
この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要がありません。

平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B



大阪府大阪市東淀川区大桐 3 - 21-2 クリーク大桐 205

住所 大阪府大阪市東淀川区大桐 3 - 21-2 クリーク大桐 205
フリ氏名 ナカシマ シュウイチ 中島 秀一

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額. Includes entries for 給与 (240,000 and 946,275) and 株式等の譲渡 (412,286).

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額合計 23,014

雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等, 差引金額.

特例適用条文等

事業専従者に関する事項

Table with 6 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額.

住民税・事業税に関する事項

Table with 10 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 別居の場合の住所, 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択, 給与から差引き, 自分で納付, 寄附金税額控除, 配当に関する住民税の特例, 非居住者の特例, 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額, 0円.

Table with 4 columns: 非課税所得など, 番号, 所得金額, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 前年中の開(廃)業, 開始・廃止, 月日.

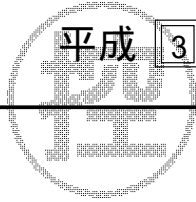
Table with 4 columns: 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所, 氏名, 住所, 所得税で控除対象配偶者氏名などとした専従者, 給与, 円.

整理番号

所得から差し引かれる金額に関する事項

Large table with multiple sections: 10 雑損控除, 11 医療費控除, 12 社会保険料控除, 13 小規模企業共済等, 14 生命保険料控除, 15 地震保険料控除, 16 寄附金控除, 17 寡婦(寡夫)控除, 18 勤労学生控除, 19 配偶者特別控除, 20 配偶者の氏名, 生年月日, 21 扶養控除, 22 扶養控除額合計.

第二表 この用紙は控除用です。



平成 30 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 (分離課税用)

第三表 この用紙は控用です。

住所 所号 大阪府大阪市東淀川区大桐 3 - 21 - 2 クリーク大桐 205  
 フリガナ ナカシマ シュウイチ  
 氏名 中島 秀一

整理番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特 例 適 用 条 文		法	条	項	号
所法	損法	震法			
所法	損法	震法			
所法	損法	震法			

国税庁HP (2019:03:13; 13:35:03.6b) (単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	シ								
		軽減分	ス								
	長期譲渡	一般分	セ								
		特定分	ソ								
	課税	軽減分	タ								
		一般株式等の譲渡	チ								
		上場株式等の譲渡	ツ			4	1	2	2	8	6
		上場株式等の配当等	テ								
		先物取引	ト								
	所得金額	山林	ナ								
退職		ニ									
所得金額	短期譲渡	一般分	59								
		軽減分	60								
	長期譲渡	一般分	61								
		特定分	62								
	課税	軽減分	63								
		一般株式等の譲渡	64								
		上場株式等の譲渡	65						0		
		上場株式等の配当等	66								
		先物取引	67								
	所得金額	山林	68								
退職		69									
税金の計算	総合課税の合計額	9			5	3	6	2	7	5	
	所得から差し引かれる金額	25			4	2	0	5	5	0	
	課税される所得金額	9 対応分	70			1	1	5	0	0	0
		59 60 対応分	71						0	0	0
		61 62 63 対応分	72						0	0	0
		64 65 対応分	73						0	0	0
		66 対応分	74						0	0	0
		67 対応分	75						0	0	0
		68 対応分	76						0	0	0
		69 対応分	77						0	0	0

税金の計算	70 対応分	78				5	7	5	0	
	71 対応分	79								
	72 対応分	80								
	73 対応分	81								
	74 対応分	82								
	75 対応分	83								
	76 対応分	84								
	77 対応分	85								
	78 から 85 までの合計 (申告書 B 第一表の 27 に転記)		86				5	7	5	0
	その他	株式等	87							
配当先物取引		88								
先物取引		89								
先物取引		90								

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
合計		92		

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成30年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	大阪府大阪市東淀川区大桐3-21-2 クリーク大桐205	フリガナ 氏名	ナカシマ シュウイチ 中島 秀一
電話番号 (連絡先)	080-3708-7993	職業	関与税理士名 (電話)

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	円	412,286 円
	その他の収入		
	小計(+)	申告書第三表㉔へ	申告書第三表㉕へ 412,286
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)		412,286
	譲渡のための委託手数料		
	小計(からまでの計)		412,286
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(1) (を付けないで書いてください。)		/	
差引金額(-)			0
特定投資株式の取得に要した金額の控除(2) (欄が赤字の場合は0と書いてください。)			
所得金額(-)		申告書第三表㉖へ	黒字の場合は申告書第三表㉗へ 0
本年度で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(3)		/	
繰越控除後の所得金額(4) (-)		申告書第三表㉘へ	申告書第三表㉙へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の㉙欄に0を記載します。

特例適用条文

措法 条の  
措法 条の

- 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、欄の金額を限度として控除します。
- 欄の金額は、「上場株式等」の欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- 欄の金額は、欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉙欄の金額が同欄の金額から控除しきれない場合には、税務書にお尋ねください。

整理欄

(平成28年分以降用)

この用紙は控用です。

「上場株式等」の

欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	SMB C日興証券会社 米子 銀行 ( )	円 412,286	円 412,286	円 0	円 0
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )				
合 計(上場株式等(特定口座))		1面 ^ 412,286	1面 ^ 412,286	0	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 0

この用紙は控用です。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の 銘柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための 委託手数料	取得 年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ (・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ・ (・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ・ (・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ・ (・・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・							・ ・ (・・)
合 計	一 般 株 式 等				1面 ^	1面 ^	1面 ^	
	上場株式等(一般口座)				1面 ^	1面 ^	1面 ^	

## 提出書類等のご案内（この紙は提出不要です）

補完記入・押印	文字数制限で入力できなかった項目や、正しく印字されていない項目は手書きで記入してください。申告書第一表などの氏名欄の右側にある㊟の箇所に押印してください。
---------	---

添付書類の提出準備	以下の添付書類を準備してください。
	本人確認書類 例1：マイナンバーカードの写しのみ 例2：通知カード + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証などの写し
	給与所得の源泉徴収票（原本）
	申告する特定口座（源泉徴収あり）の特定口座年間取引報告書

確定申告書の提出	提出書類	印刷した提出用の申告書等や上記添付書類
	提出先	住所地の所轄の税務署（右下に表示されている税務署）
	提出期間	平成31年2月16日（土）から3月15日（金） ただし、還付申告書は平成31年1月から提出可能
	提出方法	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函
	控用の申告書に収受日付印が必要な方	控用の申告書を、提出用の申告書と併せて提出してください。 税務署の受付に持参しない場合は、返信用封筒に所要額の切手を貼って一緒に提出してください。
<small>（注1） 郵便又は信書便で送付する方は、通信日付印が平成31年3月15日（金）以前になるように送付してください。 （注2） 申告書の控えに押なつた収受日付印は収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。証明が必要な方は納税証明書をご利用ください。</small>		

提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）

**還付金の振込について**  
 還付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合や名義が旧姓の場合は振込みできない場合があります。）。  
 なお、一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。

5 3 2 - 8 5 5 8

大阪市淀川区木川東  
2丁目3番1号

東淀川税務署 行